

令和元年第9回教育委員会会議記録

令和元年7月29日（月）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 協議第1号 令和元年度教育費補正予算
- 日程第 3 議案第1号 令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第2号 令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 日程第 4 議案第3号 教育財産（学校用地）の所管換えについて
- 日程第 5 議案第4号 教育財産（学校用地）の所管換えについて
- 日程第 6 報告第1号 平成30年度八雲町教育関係施設の利用状況について
- 日程第 7 報告第2号 平成30年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について
- 日程第 8 報告第3号 平成30年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について
- 日程第 9 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委員	松 永 正 実
委員	神 原 伸 哉
委員	福 田 浩 子

◎欠席者

委員	羽 田 圭 吾
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	木 下 智 之
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

- 教育長 本日、令和元年第9回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和元年第9回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員に、松永正実委員を指名いたします。

◎日程第2 協議第1号

- 教育長 日程第2 協議第1号「令和元年度教育費補正予算」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○学校課長 教育長。
○教育長 学校教育課長。
○学校教育課長 協議第1号令和元年度教育費補正予算について説明いたします。議案書1ページになります。

本件は、令和元年度教育費補正予算を8月8日開会予定の八雲町議会第4回臨時会に要求することについて、協議するものであります。

今回の補正は、八雲小学校屋内運動場の外壁補修に係るものであります。本年6月中旬、八雲小学校屋内運動場の外壁から、ひび割れにより、コンクリート片が落下しているのを発見、その後、全体を確認したところ、当該箇所の他に、高さ約10メートルの外壁に、2か所のひび割れが発見されたところでございます。

八雲小学校屋内運動場については、平成12年建築で、19年が経過していることから、現状のままでは再度崩落する恐れがあり、また、児童等が通行する場所については、通行禁止の措置を取っておりますが、危険な状態であるため早急に補修を行い、児童等の安全を確保しようとするものでございます。

それでは、補正予算の内容について、説明いたします。議案書2ページになります。

歳出予算10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節需用費に78万6千円の要求額となっております。内容については、説明欄記載のとおり、庁舎建物等修繕料であり、八雲小学校屋内運動場外壁補修を実施しようとするものです。

以上、協議第1号令和元年度教育費補正予算についての説明といたします。よろしくお願いたします。

- 教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

- 教育長 無ければ、協議第1号は協議済みといたします。

◎日程第3 議案第1号及び議案第2号

○教育長 日程第3 議案第1号「令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択について」及び議案第2号「令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」は、関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択について及び議案第2号令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について一括で説明いたします。議案書3ページからになります。

市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項により、市町村教育委員会にあります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定により、採択に当っては「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地域として設けることとなっており、同条第5項の規定により、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することとされております。

採択地区は、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定することとなっております。

八雲町は、渡島管内の函館市を除く1市9町で構成する北海道第2教科用図書採択地区に属しており、構成市町の教育委員会の教育長で組織する「北海道第2地区教科書採択教育委員会協議会」を設置し、地域内の実態に応じた教科用図書を決定するための協議を本年5月から行なってまいりました。

また、協議会は、教科用図書に関する専門的な調査研究を行なわせるため、採択地区内の市町立学校の校長、教頭、教諭及び学識経験者等からなる「選定委員会」を設置し、6月から3回の選定作業を行なってまいりました。

7月23日に開催された協議会に選定委員会より教科用図書の調査研究作業の経過及び報告があり、協議会において採択を決定したもので、決定した各教科用図書及びその理由は、議案書4ページ及び6ページに記載のとおりであります。

個々の教科書の採択理由の説明は省略しますが、選定経過を踏まえ、提案のとおり令和2年度から使用する小学校用教科用図書及び令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について議決くださいますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○教育長 補足いたします。各教科で話題となりましたのは、北海道の題材が十分掲載されているかということ、また、例えば国語等であれば北海道と本州では季節が異なりますので、季節感が大きくずれていないか、挿絵・イラストが適切であるか、更に今年度は初めて小学校5・6年生の英語の教科書が採択されるということで、これは随分協議したのですが、最終的に選ばれた教科書にだけは、上巻・下巻のほかに別冊で付録がついておりました。この付録が中学校の英語の辞典につながっていくだろう重要な単語だとかを別冊で提示してくれたことが大きかったと思います。それに対抗した出版社の教科書は、北海道の題材を数多く取り入れておまして、アイヌ文化やスポーツ界で活躍している選手を

とりあげていて、どちらがいろいろと随分協議したんですけれども、中学校の教科書が前者の出版社で、やはりそういう関連を生かしたほうが良いのではないかとりました。

また、八雲町においても、現在小中一貫教育を行っています。中学校の先生が小学校に乗入れ授業をされていますので、その時の提示する資料に、中学校のものを使っている実態もありますので、同一の出版社の教科書が良いのではないかという判断になりました。いずれにしても、提示された教科書はすべて文部科学省の検定を通っているものですので、一概にどちらが良いとは言えないのですが、問題なければ従前の教科書を使うことや中学校と同一のものを使うというような観点で皆さん選ばれたと感じました。以上が説明となります。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号及び議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「教育財産(学校用地)の所管換えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号教育財産(学校用地)の所管換えについて説明いたします。議案書7ページからになります。

本件は、学校用地の所管換えについて議決を求めるものであります。

8ページの別紙をご覧ください。所管換えをしようとする学校用地は、中段の2に記載の2筆でございまして、八雲町東雲町38番地5の455平方メートル及び同じく東雲町38番地6の455平方メートルであります。

これらの土地は、八雲中学校教頭住宅に隣接し、八雲中学校のプール解体跡地の一部で八雲中学校に付属する学校用地であります。八雲総合病院に近い当該土地に医師住宅を2棟建設するため、学校用地としての用途を廃止し、八雲総合病院への所管換えを行うものでございます。

所管換えを受ける財産管理者は八雲総合病院、所管換えの年月日は令和元年8月1日としております。

以上、議案第3号「教育財産(学校用地)の所管換えについて」の説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第4 議案第4号「教育財産（学校用地）の所管換えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第4号教育財産（学校用地）の所管換えについて説明いたします。議案書9ページからになります。

本件は、学校用地の所管換えについて議決を求めるものであります。

10ページの別紙をご覧ください。所管換えをしようとする学校用地は、中段の2に記載のとおり、八雲町東雲町38番地7の385平方メートルであります。

当該土地は、先程議案第3号で議決いただいた土地や八雲中学校教頭住宅に隣接する箇所、八雲中学校に付属する学校用地であります。町道東雲12号線の拡幅工事に伴い当該土地を使用することから、学校用地としての用途を廃止し、八雲町建設課への所管換えを行うものでございます。

所管換えを受ける財産管理者は八雲町建設課、所管換えの年月日は令和元年8月1日としております。

以上、議案第4号「教育財産（学校用地）の所管換えについて」の説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 町道東雲12号線とは、具体的にどの辺りになりますか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 八雲中学校に隣接するポプラ公園の少し手前の角に八雲中学校教頭住宅が建っておりまして、そこから国道に向かっての細い道路で、先ほど説明した医師住宅がその道路沿いに建設する予定になっており、その道路も一部拡幅したいという申し出がありまして、教育財産から町の建設課の行政財産に所管換えしようというものでございます。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 教頭住宅はそのまま残るのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 教頭住宅はそのまま残ります。

○教育長 他に質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 報告第1号

○教育長 日程第6 報告第1号「平成30年度八雲町教育関係施設の利用状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第1号平成30年度八雲町教育関係施設の利用状況について説明します。議案書11ページからになります。

最初に社会教育課所管施設、続いて議案に沿ってそれぞれ担当者から報告いたします。最初に平成30年度八雲町公民館利用状況について報告します。議案書12ページ、13ページをお開きください。

まず、13ページの八雲町公民館利用状況ですが、八雲町公民館は、社会教育課主催事業、各種団体の活動、教育委員会及び町の会議、一般団体に利用されております。

全体としては、昨年度より194件増加の2千691件、利用人数は287人減の3万2千683人の利用がありました。利用人数の減につきましては、会議・各種事業への出席者数の減によるものと考えられます。また、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震により、町内及び道内で停電の全面復旧に時間を要したことから、町として一定期間公共施設の夜間開館を中止することとなったことから、いくつかの主催事業の講座を中止しています。

また、下段は年度別の減免区分による比較ですが、半額減免区分の件数が前年度と比較して増加しているのは、団体の活動回数が増加したことによるもの、しかしながら人数が減少しているのは、1件あたりの人数が減少していることによります。無料区分の件数の増加については、平成30年度より八雲町公民館の第3会議室に「八雲町更生保護サポートセンター」が開設され、週に3回の活動が始まったことによります。

12ページの公民館の部屋別利用状況はその内訳となっておりますが、前年度同様に展示室の利用が一番多く、ダンスや舞踊、子どもの体験活動などを目的とする団体がほぼ毎日利用しており、小学生から高齢者まで幅広い層に利用されています。

続きまして八雲町民センターです。議案書14ページをお開きください。

説明の前に資料の訂正をいたします。「部屋別利用状況」の表の計の部分に数字が入っておりませんが、この数字は、その下の「年度別利用状況」の平成30年度の数字と同じ数値となりますので、追加・訂正をお願いいたします。

町民センターは、社会教育課主催事業、各種団体の活動、吹奏楽演奏会、コンサートなどの催しなどで利用されております。

利用状況は前年度より7件減の345件、477人減の1万355人の利用がありました。前年度と比較しますと、件数はほぼ横ばいですが、有料区分・半額減免区分の利用人数の増は1件あたりの利用人数が多かったこと、無料区分の利用人数の減は前年度2回実施された選挙がなかったことによるものと考えられます。

使用料については、半額減免区分の件数が減少しているものの、有料区分の件数のうち、大集会室を利用する団体が増加したことにより、前年度より増となっております。

続きまして議案書15ページをお開きください。平成30年度郷土資料館及び木彫り熊

資料館の入館者数について報告いたします。

平成30年度の入館者数の総数は5千220人で、昨年度と比較して195人の増加になっております。

入館者の内訳は、地域別では道内入館者が最も多く全体の51パーセントを占めており、年齢層別では一般入館者が最も多く、全体の87パーセントを占めています。平成26年に木彫り熊資料館がオープンしてから、町外からの入館者数が増加しており、最近の傾向としては町内で木彫り熊を扱っている他の店舗などと合わせて来館される方が増加しております。

また、郷土資料館では、平成30年度の企画展として資料下段にありますとおり8つの企画展を開催し、八雲町の歴史や文化財について紹介する展示を行っております。

続きまして議案書16ページをお開きください。平成30年度梅村庭園入園者数について報告いたします。

平成30年度の入園者の総数は7千161人で、昨年度と比較しますと、424人の減になっております。

入園者の内訳は、地域別では町内入園者が最も多く全体の60パーセントを占めており、年齢層別では一般入園者が全体の72パーセントを占めています。4月から12月までの開館時の入園者数が全体的に減少し、冬季の入園者が昨年度を上回っている状況です。天候により左右される部分もあると思われませんが、ここ5年間7千人から8千人の間で推移しております。

資料下段にあります梅雲亭利用者数ですが、平成30年度は23件、1千537人の利用がありました。昨年度と比較して9件の増加ですが、1件あたりの利用人数が減少していることから271名の減となっております。主な利用は茶道、展示、写真撮影などです。

また、平成30年度より文化の振興と梅雲亭の有効活用を目的として、6月から12月、月に2回茶道講座を開催しております。以上です。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 図書館について説明します。議案書17ページ、18ページになります。

17ページは図書資料などについての平成30年度実績統計となります。平成30年度は、貸出冊数7万5千20冊、利用者数1万7千671人でした。

いずれも前年度比減となっておりますが、人口減のほか、昨年9月の北海道胆振東部地震発生時の開館時間短縮・冬季暴風雪・インフルエンザなど、来館者数にも影響する外的要因も少なからず反映したものと考えております。児童の入館が減少していることから、今後も図書館に来るきっかけづくりや事業などに工夫をこらしていきたいと考えております。

一方、学校・児童団体等への団体貸出しは1万1千592冊で、前年度も含め増数傾向にあります。昨年度は、学校への学級文庫として取り組み、落部小学校、熊石小学校、八雲中学校で実施しております。カード登録者1万3千92名は新規登録者による累積増です。

蔵書冊数11万8千941冊につきましては、購入冊数と除籍冊数の相殺結果となりますが、書庫収容冊数の限界から保存年限精査の上除籍整理をした事もあり、前年度比減となっております。雑誌・AV資料につきましても相殺結果としての減となります。

資料費 621万5千円につきましては予算に基づく執行額で、前年度比減となる決算値です。

議案書 18 ページにつきましては、施設利用の状況となります。貸館等利用件数として 2 階集会室は 128 件、1 千 180 名で、前年度比増となっております。同じく 2 階視聴覚ホールは 115 件、1 千 577 名で、件数は減少していますが、参加人数の多い催しもあり前年度比増となっております。1 階ホールでの展示利用は 20 件で前年度比増となっております。

今後も図書館の貸室対応ができる施設であることなどを周知していくことで、利用増の余地はあると考えます。

以上図書館関係について報告と致します。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 続いて体育課所管施設の利用状況について報告いたします。19 ページをご覧ください。

体育館所管施設は、総合体育館をはじめ 6 つの施設を所管しております。

運動公園は、野球場、主にソフトボールでの利用となっている運動広場、クレーコートのテニスコート 3 面があり、いずれもナイターを備えた施設です。平成 29 年度と比較し、テニスコートの利用が 5 千人弱減少しているのは、八雲中学校にテニスコート 2 面が新設されたことにより、部活での利用が減少したことによります。野球場・ソフトボール場は、天候や開催される大会参加チーム数により、増減はありますが、ほぼ例年通りの利用状況となっております。

次に大新スポーツ公園は、400メートルトラックの陸上競技場、サッカー・野球・ソフトボール等多目的に利用できる多目的広場、全天候型のテニスコート 3 面があります。前年度と比較し、陸上競技場、多目的広場、テニスコートともに利用者が減少しておりますが、利用頻度に変わりはなく、ほぼ例年通りの利用となっております。

中核施設である総合体育館は、団体加盟人数の減少により利用人数は減少傾向にあり、昨年 9 月に発生した胆振東部地震による夜間利用を一部制限したことにより利用人数は減少しておりますが、利用頻度に変わりはなく、土日及び夜間を中心に混雑が続いている状況です。また、利用者人数の内数となりますが、近年の健康ブームによりトレーニング室の利用者数は、約 6 千名で増加傾向にあります。

温水プールは、25メートルメインプールのほか歩行用プール、水中歩行マシンであるアクアトレーナー 2 基、採暖室、ジャグジーを備えた施設で、年末から 1 月末までを機会メンテナンス期間として閉鎖しております。毎年 6 月から 10 月の期間は、学校水泳授業の受入も行い、ほぼ例年通りの利用状況となっておりますが、総合体育館同様、胆振東部地震により休業措置をとったことから利用者数が減少しております。なお、使用料収入は、255万6千円となっております。

スキー場は、ペアリフト 1 基とスキーヤーのレベルに合わせた 3 つのコースを備えた施設で、昨年は 12 月 29 日から 3 月 10 日までの 71 日間開設することができました。スキー場の利用者はリフト輸送人員であり、昨年度は 8 万 4 千 884 人を輸送しており、この輸送人員は、道内スキー場でも輸送人員の多いリフトとなっております。

リフト使用料収入は、365万5千円で、前年比174万円の減少の理由は、積雪不足によりオープンが約1週間遅れたことに加え、ピリカスキー場が営業再開したことにより利用者が減少したことによるものです。

町民の冬期体力づくりの一環として設営している歩くスキー遊楽部コースは、体育館からさらんべ公園までの一周約3キロのコースですが、昨年は名簿上の利用者は97名となっております。現象の理由は、大雪や降雪がない日が続き、コース状況が悪かったこと、インフルエンザの流行により団体での利用予定が中止になったことが主なものです。

落部多目的グラウンドは、草刈り等を落部地域住民と協働で管理している施設で、パークゴルフ18ホールが常設され野球等のスポーツの利用も可能な背節です。落部スポーツクラブや、落部体育振興会等のパークゴルフ大会はほぼ月2回、コースの一般利用は早朝から夕方まであり、昨年は6千544人の利用となっております。

以上、体育課所管の施設利用状況の説明とさせていただきます。

続いて、本日熊石教育事務所長が所用で欠席していることから、熊石教育事務所所管の施設についてもご説明いたします。20ページをご覧ください。

ひらたないスキー場は、ロープトウ2期を備えた無料のスキー場で、昨年度は1月10日から2月28日の50日間を開設しています。

平日の日中は学校授業、夜間は一般開放を行っており、昨年度は、1千360名の利用があり、一日平均の利用者は、27.2人となっております。

次に熊石地域の学校開放利用状況です。21ページをご覧ください。

熊石地域には体育館がないため、熊石小学校、熊石中学校、旧泊川小学校の屋体を利用し、団体開放でのスポーツ利用を実施しております。

昨年度は、3校で6団体が延べ293日、3千272人の利用がありました。

続いて、熊石歴史記念館の利用状況です。22ページをご覧ください。

熊石歴史記念館の昨年度の利用状況は、429名の入館者であり、ほぼ例年通りの利用状況となっております。なお、熊石歴史記念館は、毎年11月から3月までを閉館としております。

熊石教育事務所所管施設の利用状況報告とさせていただきます。

以上、報告第1号平成30年度八雲町教育関係施設の利用状況についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 1つ確認ですが、公民館と町民センターの有料と半額減免と減免の基準を教えてください。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 松永委員のご質問にお答えいたします。この減免区分につきましては、公民館、町民センターに限らず、町の公共施設全部で統一された減免区分です。1つ目の無料で使用できる場合ではありますが、いくつか具体的な利用方法がございまして、町が主催、共催する事業を行う場合、町が補助、支援するイベントのための準備に利用する場合、

町の補助団体が補助事業の目的のために利用する場合、町内会等が地域コミュニティ活動のために利用する場合、町内の学校等が教育目的のために利用する場合、町内の学校等のPTAが教育目的のために利用する場合、町内の高校生以下の児童生徒が主体となる活動に利用する場合、町内の団体が交通安全運動及び防犯・防火活動のために利用する場合、町内の団体が慈善事業のために利用する場合、八雲更生保護女性会、八雲町養護教諭会、わっぱの会などその設置目的に沿った活動に利用する場合、国及び北海道が町民を対象とした行政活動に利用する場合、その他それに類すると町長が認めた場合は、減免することとなっております。

半額に関しましては、町が後援活動に利用する場合、教育委員会の後援も該当いたします。町内の社会教育団体、スポーツ団体及び社会福祉団体が社会教育活動又は社会福祉活動のために利用する場合、学術、文化、芸術、技術、スポーツ等の振興に寄与する活動に利用する場合、その他条件に合うと町長が認めた場合というように区分しております。それ以外の団体につきましては、有料という区分になってございます。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 利用者が混乱するということはないですか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 公民館、町民センター利用者ですと、長年使われている団体も多いのですが、どのような団体がどのような目的で利用するかということ、例えば同じ団体でも子どもを対象として利用する場合は無料になる場合もありますので、こちらでも申請を受けるときに、よく話を聞いて、大人が使うのか子どもを主体とした活動に使うのかということ聞き取って、利用者には十分に説明をさせていただいているので、今のところは大きな混乱はないと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 更生保護サポートセンターとは、どのような活動をされているのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 更生保護サポートセンターですが、八雲地区保護司会や更生保護女性会のメンバー中心となりまして、犯罪を犯した方の更生を助ける活動をしてしておりますが、今までその拠点がなく、例えば面談をされる際に、個人のお宅で行ったり連絡先が個人のお宅であったりといろいろと課題がございまして、北海道からもその拠点づくりを行ってほしいと町に要請がありました。とは言っても予算が全くない団体で、どこか店舗を貸し切ってしまうことができないため公民館に相談がありまして、現在公民館の一室を事務所として使用しています。週に3日、面談のある日は4日、会員の方が常住しておりまして、ここで電話相談や面談、事務的な仕事をしています。以上です。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

- 福田委員 その部屋は固定されているのでしょうか。また、無料でしょうか。
- 社会教育課長 教育長。
- 教育長 社会教育課長。
- 社会教育課長 現在公民館第3会議室を無料で貸し出ししています。書類もたくさんございますので、他の団体に貸し出しはしていません。
- 教育長 よろしいでしょうか。補足いたしますが、昨年は地震の影響で停電になり、利用者数の減というのがありましたが、できる限り施設利用をできるように最大限の努力をし、大幅な利用者減にはならなかったと考えております。他にございませんか。
- 松永委員 教育長。
- 教育長 松永委員。
- 松永委員 確認ですが、ひらたないスキー場は無料でしょうか。
- 体育課長 教育長。
- 教育長 体育課長。
- 体育課長 ひらたないスキー場は料金を徴収していません。
- 教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。
- (「なし」という声あり)
- 教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

- 教育長 日程第7 報告第2号「平成30年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 学校教育課長 教育長。
- 教育長 学校教育課長。
- 学校教育課長 報告第2号平成30年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について説明いたします。議案書23ページからになります。
- 具体の進路状況について、議案書24ページをご覧ください。まず、八雲高校への進学者については、普通科へは71名、総合ビジネス科へは13名合計84名が進学しております。八雲高校への進学率は61.8パーセントとなっており、昨年度の56.7パーセントと比較すると5.1パーセントの増となっております。
- 八雲高校以外の国公立の高校へは、34名が進学しており、私立高校へは17名が進学しております。昨年度は、国公立高校は31名、私立高校は25名の進学者でありました。
- 私立高校への進学者は、一般入試のほか、バスケットボールやサッカー、野球など各種部活動での活躍により推薦入学をした生徒も多数おります。
- その他、下から3行目の就職については、相撲部屋へ入門した者が1名となっております。
- 以上、報告第2号平成30年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 教育長 ご承知のとおり八雲高校は間口減ということで、おそらくこの後回復の見込みはないだろうと言われております。また、熊石地域から江差高校へは、例年何名かずつ入

学していたのですが、今年度は一人でありました。補足とさせていただきます。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 熊石地域で自宅から通学しているのは、その江差高校へ行った1名なんですね。その1名以外は、皆さん自宅を出て進学しているということなんですね。

○教育長 札幌の高校に向かった生徒が多かったようです。

八雲高校に対する支援を厚くしたということが今年度全てに知れ渡るので、来年度の入学者はどうなるのでしょうか。通学費の補助基準を半額補助に拡大し、町外だけでなく町内から公共交通機関を利用する生徒も対象とすることでどれだけ増えるかと考えているところです。

他に質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号

○教育長 日程第8 報告第3号「平成30年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号平成30年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について説明いたします。議案書25ページからになります。

26ページには進路の決定状況の集計を、27ページには進路先の一覧を掲載してございます。

具体の進路状況について、27ページをご覧ください。まず進学関係ですが、大学について国公立では北海道大学、北海道教育大学札幌校、札幌市立大学、それぞれ1名が進学したほか、既に卒業した生徒1名が室蘭工業大学へ進学しております。私立大学には28名が進学しております。短期大学には8名、看護学校には2名、専修学校・各種学校には40名が進学しております。

下段の就職状況につきまして、公務員は陸上自衛隊が3名、航空自衛隊、海上自衛隊がそれぞれ1名となっております。民間企業については、記載のとおり町内外あわせて27名となっております、合計32名が就職してございます。

以上、報告第3号平成30年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年第9回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時53分】